

○宗像市立学校の施設の開放に関する事務取扱要領

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、宗像市立学校の施設の開放に関する条例(平成15年宗像市条例第76号。以下「条例」という。)及び宗像市立学校の施設の開放に関する条例施行規則(平成15年教育委員会規則第32号。以下「規則」という。)に規定する学校開放事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放施設)

第2条 条例第2条の規定により定めた学校開放で利用できる施設は、別表1のとおりとする。

(開放日時)

第3条 条例第2条及び規則第2条の規定により定めた学校施設の開放日は、1月4日から12月28日までとし、開放時間は別表2のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、開放施設を利用できる日時等は、学校が教育の一環として学校を使用するうえで支障とならない範囲、学校の授業が行われていない時間帯や学校の行事が入っていない時間帯とし、特別の事情があるときは、教育委員会はこれらを変更することができる。

(団体の要件)

第4条 条例第3条に規定する団体は、次の各号の要件を満たす団体でなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 団体代表者、副代表者及び構成員は、市内に住所を有する者又は市内に通学若しくは通勤する者であり、過去に登録抹消された者でないこと。
- (2) 成人の代表者及び副代表者を含む5人以上(ただし、運動場又は体育館を利用する場合は10人以上)で団体を構成してあること。
- (3) 前号の成人の代表者及び副代表者のいずれかの者は、規則第10条で定められた管理指導員であること。
- (4) 前号の管理指導員は、電子メール及びインターネットの利用により教育委員会との連絡及び団体の予約管理が行える者であること。
- (5) 団体代表者、副代表者及び構成員は、他の団体に属していないこと。
- (6) 営利(収入を当該スポーツ活動に充てずに組織等の別の活動等に充てたり、ユニフォームや用具等を指定の業者から強制的に購入させたり等すること)又は企業の営業を目的としない団体であること。
- (7) 家庭間の余暇活動を行うことを目的としない団体であること。
- (8) 条例、規則及びこの要領等に定められた規定並びに教育委員会の指示(以下「条例等」という。)に従うことができる団体であること。

(団体の種類)

第5条 条例第3条に規定する団体は、定期優良団体と一般団体のみとする。

2 定期優良団体は、次の各号の要件にすべて当てはまる団体のことをいう。

- (1) 1年以上持続して開放施設を週に1回以上利用している
- (2) 1年以上持続して条例等を遵守している
- (3) 宗像市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)に加入し、市民スポーツの推進に貢献している

3 一般団体は、開放施設を月に1回以上利用する団体のことをいう。

4 定期優良団体と認定された場合であっても、教育委員会が条例等を遵守していることを確認できなかった等、第2項の要件に当てはまらなくなった日から一般団体となる。

(団体登録の申請)

第6条 条例第3条の規定により開放施設を利用しようとする者は、次の各号の内容を記載した開放施設利用団体登録(変更)申請書を教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 第4条の団体の要件に関する事項
- (2) 主な利用場所(1団体1校のみ)
- (3) 利用頻度
- (4) 定期(週に1回以上)利用の有無
- (5) 活動の目的及び具体的な施設の使用法(面数、スポーツ用具の使用等)
- (6) 活動の対象者
- (7) 市民スポーツ推進の貢献の内容(スポーツ協会加入の有無)
- (8) 管理指導員の連絡先及び電子メールアドレス

2 開放施設を利用しようとする者は、前項に定める開放施設利用団体登録(変更)申請書に次の書類を添えて教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 団体構成員名簿(氏名、住所、年齢等を記載したもの)
- (2) 団体の規約又はこれに準ずるもの(団体の活動目的がわかるもの)
- (3) 予算書又はこれに準ずるもの(団体の収入や支出の状況がわかるもの)
- (4) 学校施設使用に係る誓約書
- (5) 支払金口座振替依頼書
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

3 第1項及び第2項に規定する書類の提出は次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 紙面で窓口提出
- (2) 教育委員会が指定した電子メールアドレスあてに書類を添付し、件名にチーム名を入れてデータを送信

(団体の登録)

第7条 教育委員会は、開放施設を利用しようとする者から前条の申請があった場合に、提出された書類等を審査し、団体の登録を行う場合にのみこれらの書類等を受け付け、開放施設を利用しよう

とする者に対して団体の登録が完了した旨の連絡を行う。

2 団体登録の有効期限は、登録した年度の末日までとする。

（団体登録内容の変更）

第8条 第6条の規定により提出された申請書の内容に変更が生じた場合、団体の代表者又は副代表者は、変更が生じた日から30日以内に変更の手続きを行うものとする。

2 前項の期日までに手続きが行われなかった場合に、教育委員会は、当該団体の団体登録を抹消するものとする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

（学校からの情報提供）

第9条 学校長は、毎年3月までに教育委員会に対して次年度の年間行事の情報提供に努めるものとする。また、学校長は、遅くとも前月の8日までに教育委員会に対し、当該月の予定の情報提供に努めるものとする。

2 前項の予定には、体育祭等の事業の準備から片付けまでの開放できない期間を含めるものとする。ただし、この期間において一部開放できる場合に、学校長は、一部開放できる箇所が分かるよう情報提供に努めるものとする。

（調整会議の開催）

第10条 教育委員会は、定期優良団体を対象に平日の開放施設の利用に関する調整会議（以下「調整会議」という。）を開催することができる。

（調整施設）

第11条 前条の調整会議等により教育委員会が決定した定期優良団体が利用する平日の開放施設のことを調整施設という。

2 定期優良団体は、調整施設を一般団体よりも優先的に利用できるものとする。

3 定期優良団体が一般団体になった場合に、一般団体になった日から前項の適用を受けることはできない。

（開放施設の利用申請及び利用許可）

第12条 開放施設を利用しようとする者は、教育委員会に対して利用申請を行い、教育委員会の利用許可がなければ開放施設の利用はできないものとする。

2 前項の利用申請が行える期間は、別段の定めがある場合を除いて、利用しようとする月の前月の20日から利用しようとする日の教育委員会（業務を委託する場合にあっては、受託者）の3営業日前（中2日前）までとする。

3 開放施設を利用しようとする者は、各自で開放が可能な日を確認するものとする。

4 前1項の利用申請は、管理指導員がオンライン又は窓口のいずれかの手続きにより行うものとする。

5 前1項の利用許可は、管理指導員の電子メールアドレスあてに送信するものとする。

(開放施設の優先利用)

第13条 教育委員会は、前条の利用許可を行う場合に、次の各号の順位により、開放施設を優先的に利用させることができる。

- (1) 学校教育関係の活動
- (2) 選挙や防災訓練等の広く地域住民を対象とした公益的な活動
- (3) 市主催の活動
- (4) 市民のための活動(対象者全員が市民)
 - ア コミュニティ運営協議会、自治会又は子ども会が主催する活動
 - イ スポーツ協会の活動
 - ウ スポーツ協会の加盟団体の活動
 - エ 市内児童生徒のスポーツの練習を行う団体の活動
 - (ア) 既存かつ定期(週に1回以上)利用の活動
 - (イ) 新規かつ定期(週に1回以上)利用の活動
 - オ 市民のスポーツの練習を行う団体の活動
 - (ア) 既存かつ定期(週に1回以上)利用の活動
 - (イ) 新規かつ定期(週に1回以上)利用の活動

(開放施設の利用抽選)

第14条 教育委員会は、第12条の利用許可を行う場合に、開放施設の利用日時の決定については、別段の定めがある場合を除いて、次の各号に定めた抽選方式により決定するものとする。

- (1) 開放施設を利用しようとする月の前月の10日までの利用申請を抽選の申込として取り扱う。
 - (2) 教育委員会があらかじめ定めた方法によって抽選を行う。
 - (3) 開放施設を利用しようとする月の前月の19日までに管理指導員の電子メールアドレスあてに当落の結果を送信する。
- 2 前項第3号の当選の通知は、第12条の利用許可とする。
- 3 第1項に規定する抽選後の利用申請については、先着順に受け付けるものとする。ただし、開放施設を利用しようとする月の前月の11日から19日までの期間は、当該抽選の調整期間とし、この期間は、利用申請を受け付けられないものとする。

(開放施設の地域及びスポーツ大会の利用申請)

第15条 次の地域利用及びスポーツ大会の利用申請については、次の各号の順位により、開放施設を利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。

- (1) コミュニティ運営協議会、自治会及び子ども会の行事
- (2) スポーツ協会及びスポーツ協会加入団体に関わるスポーツ大会

(調整施設の利用申請)

第16条 調整施設の利用申請については、調整施設を利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。

- 2 調整施設の利用許可は、第14条第2項の通知と同様の方法により行うものとする。
- 3 定期優良団体が一般団体になった場合に、前項の規定により受け付けた利用申請は、すべて無効とする。

(利用許可の取り消し)

第17条 教育委員会は、次の事由が発生した場合、第12条の利用許可を取り消すことができる。

- (1) 災害発生による開放施設の閉鎖
- (2) 開放施設のメンテナンスの実施
- (3) 学校教育関係の活動の実施
- (4) 選挙会場の開設

(団体登録及び開放施設の利用の情報提供)

第18条 教育委員会は、学校長に対して第6条の団体登録の情報を提供できるものとする。

- 2 教育委員会は、学校長に対して毎月月末までに翌月の開放施設の利用の情報(予約一覧及び利用予定者一覧)の提供に努めなければならない。
- 3 情報提供の方法は、電子メールとする。

(照明及び冷暖房の使用料)

第19条 別表2に定めた開放施設の照明使用料及び冷暖房使用料については、次の各号のとおりとする。

- (1) 照明の使用料は、開放施設の利用が別表2の区分の全面利用の場合には、全面利用の金額とする。
- (2) 冷暖房の使用料は、開放施設の利用が別表2の区分の全面利用、半面利用に関わらず、別表2の金額とする。

(開放施設の利用中止の連絡)

第20条 開放施設の利用を中止(一部中止を含む。)する場合に、管理指導員は、他の団体が利用できるよう、利用日の教育委員会(業務を委託する場合には、受託者)の3営業日前(中2日前)までに教育委員会へ電子メールにより連絡をしなければならない。

2 次の各号の利用中止については、翌日までに教育委員会へ電子メールにより連絡をしなければならない。

- (1) 雨天や天候不良、会場不良等の利用者の都合によらない事由での利用中止
- (2) 照明及び冷暖房の利用中止

3 前2項の連絡事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 利用許可の日時
- (2) 利用許可の場所
- (3) 利用中止の理由(雨天や天候不良での利用中止、利用者都合での利用中止等)

(開放施設の利用内容の変更の連絡)

第21条 開放施設の利用内容を変更する場合に、管理指導員は、利用日の教育委員会(業務を委託する場合にあっては、受託者)の3営業日前(中2日前)までに教育委員会へ電子メールにより連絡をしなければならない。

2 次の各号に該当する利用内容の変更については、管理指導員が翌日までに教育委員会へ電子メールにより連絡をしなければならない。

- (1) 雨天や天候不良での利用時間の短縮
- (2) 開放施設、照明及び冷暖房の追加利用
- (3) 照明及び冷暖房の利用時間の短縮

3 前2項の連絡事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 利用許可の日時
- (2) 利用許可の場所
- (3) 変更の理由(雨天や天候不良での時間短縮及び照明の追加等)
- (4) 変更の内容(雨天で1時間短縮、4時間の照明の追加等)

(納付額の確定)

第22条 教育委員会は、管理指導員から報告される利用の変更のメール連絡をもとに、各団体が支払うべき使用料の納付額(以下「納付額」という。)を確定する。

2 納付額は、利用者の都合により利用中止又は利用時間の短縮が行われた場合に、第20条第1項の連絡(他の団体の利用申請手続きが行える日までの利用中止の連絡)がなかった場合は、変更できないものとする。

3 確定した納付額は、合理的な理由がなければ、変更できないものとする。

4 納付額の疑義については、規則第7条の期日(以下「納期限」という。)までに申し出るものとする。

(使用料の納付)

第23条 規則第7条により開放施設を利用する者は、別表2に定める使用料を納期限までに納付しなければならない。納付は、次の各号の順序によるものとする。

- (1) 教育委員会は、各団体の当月分の利用の確定を行い、管理指導員へ納付書を発送する。
- (2) 管理指導員は、前号の納付書により期限内に支払いを行う

(使用料の減免)

第24条 条例及び規則の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ宗像市公共施設使用料減免対象団体登録申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(未納者への催促)

第25条 教育委員会は、納期限までに使用料の支払いが確認できない利用団体へ確認の連絡をするものとする。

(学校の備品等の使用)

第26条 開放施設を利用する者は、学校長の許可なく、学校備品や道具等を使用してはならない。

(管理指導員)

第27条 管理指導員は、開放施設の予約管理及び施設の施錠、利用者の安全確保並びに指導を行うものとする。

2 開放施設を利用する者は、管理指導員の指示に従わなければならない。

3 管理指導員の権限及び業務等(以下「管理権限」という。)は、次の各号のとおりとする。

(1) 開放施設の予約

(2) 開放施設の鍵の管理

(3) 開放施設を利用する際の施設の開錠及び施錠

(4) 開放施設において禁止行為が行われていないことの確認

(4) 開放施設を利用した後の原状回復(用器具の片づけ、電気の消灯、水道の蛇口、戸締り及び施錠確認を含む。)

(5) 開放施設を利用する際の利用者の安全確保及び指導

(6) 教育委員会との電子メール連絡の対応

(7) 開放施設の使用料の対応

(管理権限の譲渡の禁止)

第28条 開放施設の予約や鍵の管理権限は、管理指導員のみにあるものとする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、その限りではない。

(禁止行為)

第29条 管理指導員は、次の各号の行為を次の各号の行為を行ってはならない。

(1) 法令及び条例等に違反すること

(2) 団体に所属しない者の名義を借りて団体登録をすること

(3) 団体登録されてない者又は構成員名簿に氏名の記載がない者に利用させること

(4) 予約した開放施設の権利及び鍵の又貸しをすること

(5) 開放施設の予約を管理指導員以外の者にさせること

(6) 管理権限を教育委員会に無断で他の者に行使させること

(7) 教育委員会が利用許可した後に、利用者の都合による連続3回(利用日)以上の利用中止をすること

2 開放施設を利用する者は、次の各号の行為を行ってはならない。

(1) 法令及び条例等に違反すること

(2) 開放施設を教育委員会の許可なしに利用すること

(3) 登録目的(許可された目的)以外の内容で施設利用をすること

(4) マナーを守らずにトイレや駐車場等を利用すること

(5) 準備や後片付け(モップかけ、施設の戸締り、トイレ清掃及びトンボかけ)を利用時間の範囲外で

行うこと

- (6) ごみ、飲料水の容器等を持ち帰らずに開放施設に放置すること
- (7) 小さな子を同伴する場合に、事故を避け、他の団体の迷惑とならないよう等の監督をせずに放置すること
- (8) 学校の敷地内で喫煙すること

(利用の制限、罰則)

第30条 前条の規定のほか、次に該当するときは利用を許可しないものとする。

- (1) 未成年者のみで施設を使用するとき
 - (2) 使用料の納付が納付期限までに確認できなかったとき
 - (3) 学校又は近隣住民並びに他の利用者に迷惑をかけたとき
 - (4) 教育委員会の指示に従わないとき
- 2 前条第1項の禁止行為が確認された場合に、教育委員会は、当該団体の団体登録を抹消するものとする。
- 3 前条第1項の禁止行為を除いた条例等の違反が確認された場合に、教育委員会は、当該団体の開放施設の利用を1月停止するとともに、受け付けた利用申請をすべて無効にするものとする。
- 4 前2項及び第3項の罰則については、教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、その限りではない。
- 5 第1項第2号の場合に、前項の規定にかかわらず、開放施設の利用申請は、使用料を納付したことが確認できるまで受け付けないものとする。
- 6 教育委員会は、第1項から第3項の規定による使用許可の取り消し等によって生じる損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(開放施設の損傷箇所等の報告)

第31条 学校敷地内の施設又は設備等の損傷を確認した場合に、管理指導員は、電子メールにより教育委員会への報告に努めるものとする。

- 2 開放施設の損傷又は設備の故障、照明や冷暖房が使用できない等、開放施設の不具合等が発生した場合に、管理指導員は、速やかに電子メールにより教育委員会への報告に努めるものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による使用の中止等によって生じる損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 4 条例第13条の規定により利用者がその責めに帰すべき理由により、開放施設又は附属設備に損害を与えた場合に、管理指導員は、次の各号に掲げる事項を速やかに電子メールにより教育委員会へ報告しなければならない。
 - (1) 確認日時
 - (2) 学校名
 - (3) 破損等の内容
 - (4) 破損箇所確認後の一時的な処置(例:ガラスの破片の掃除等)の内容
- 5 開放施設の鍵を紛失した場合に、管理指導員は、速やかに電子メールにより教育委員会へ報告し

なければならない。

(損害賠償)

第32条 前条第4項の場合に、利用者は、次の各号の順序によりその損害を賠償しなければならない。

- (1) 学校長及び教育委員会へ修繕業者の指定の有無及び修繕内容の確認
- (2) 学校長と修繕日程を調整
- (3) 学校長が指定したとおりに現状復旧
- (4) 現状復旧後、学校長及び教育委員会へ報告

2 前条第5項の場合に、開放施設の鍵の再発行に必要な費用は団体の負担とする。

(利用中の事故の報告)

第33条 利用中の事故で緊急車両を依頼する事故等が発生した場合に、管理指導員は速やかに電子メールにより教育委員会へ報告しなければならない。

附 則

この事務取扱要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表I

学校名	開放の可否				
	運動場	体育館	武道場	多目的室	特別教室
吉武小学校	○	○	-	-	-
赤間小学校	○	○	-	-	-
赤間西小学校	○	○	-	-	-
城山中学校	×	○	○	○	-
河東小学校	○	○	-	-	-
河東西小学校	○	○	-	-	○ (家庭科室、音楽室、 ランチルーム、和室(茶室))
河東中学校	×	○	○	-	-
自由ヶ丘小学校	○	○	-	-	-
自由ヶ丘南小学校	○	○	-	-	-
自由ヶ丘中学校	○	○	×	-	-
東郷小学校	○	○	-	-	-
南郷小学校	○	○	-	-	-
中央中学校	○	○	○	-	-
日の里東小学校	○	○	-	-	-
日の里西小学校	○	○	-	-	-

日の里中学校	×	○	○	-	-
玄海小学校	○	○	-	-	-
玄海東小学校	○	○	-	-	-
玄海中学校	×	○	-	-	-

別表2

種類	区分	使用料(1時間につき)			開放時間	
		施設使用料	冷暖房	照明料	平日	土日祝
小学校運動場	全面利用	320円	-	-	17:00~日没	7:00~日没
	半面利用	160円				
小学校体育館	全面利用	440円	660円	440円	17:00~ 21:30	9:00~ 21:30
	半面利用	220円		220円		
中学校運動場	全面利用	320円	-	3,300円	19:00~21:30	
	半面利用	160円		1,650円		
中学校体育館	全面利用	480円	980円	880円		
	半面利用	240円		440円		
中学校武道場	全面利用	240円	390円	440円		
	半面利用	120円		220円		
中学校 多目的室	-	240円	390円	440円		
河東西小学校 特別教室	家庭科室	370円	-	-	17:00~ 21:30	9:00~ 21:30
	音楽室	300円	-	-		
	ランチ ルーム	300円	-	-		
	和室 (茶室)	140円	-	-		

備考

1 この表の中学校多目的室は、城山中学校の多目的室とする。